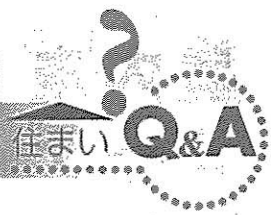


司法書士がお答えします



Answer

司法書士 宮城 匠(司法書士法人 匠事務所)
那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇4階 電話098-833-6461

契約は実印? 認印?

Answer

① 実印と認印

実印とは、「市町村長に
あらかじめ届け出て印鑑証
明書の交付を受けられるよ
うにしてある印章」のこと
です(『法律学小辞典』有
斐閣)。実印以外の印章が
認印です。各市町村は条例
で印鑑登録について定めて
おり、例えば那覇市であれ
ば「那覇市印鑑条例」とい
う条例があります。
ちなみに、印鑑の物それ
自体を「印章」といい、紙
に押した印鑑の表示を「印
影」といいます。印鑑を押
す行為は「押印・捺印」です。

② 証拠としての押印

契約は、法律上原則とし
て口頭でも成立します。例

て口頭でも成立します。例
えばスーパーでの買物も立
派な売買契約ですが、わざ
わざ契約書を作成しなくて
も成立していますよね。契
約書は、契約が成立した証
拠を後日に残すためのもの
で、契約書がないから契約
が成立
では、実際に契約の成立
が争いとなった裁判で、契
約書は証拠としてどのよう
に扱われるか。実は、契約
書の紙そのものを証拠とし
て提出しただけで、確実な
証拠となるではありません
ん。その契約書が「作成者
の意思に基づき」「真正に
成立した」ことも証明しな
ければならないのです。要
は、「この契約書は作成者
の意思が明確なときに作っ

たもので偽造等ではありま
せんよ」との証明までする
ということですよ。しかし、
本人の意思に基づいたもの
かどうかは内心のことなの
で、証明するのは簡単では
ありません。そこで裁判所
は、原則として本人の押印
を証明すれば契約の成立を
認める扱いとしています。
難しい話になりましたが、
つまるところ、契約書を証
拠とするには押印が本人の
ものであることも証明しな
ければならないということ
です。認印でも本人のもの
であることを証明できれば
よいのですが、印鑑証明書
付きの実印だと証明が簡単
にできます。

そこで、後日紛争になる
可能性のある重要な書類に
は、実印を押印して印鑑証
明書も提出するのです。で
すから、実印と印鑑証明書
は常にワンセットです。印
鑑証明書を添付せずに実印
を押しても「訴訟上は」認
印と同じ扱いです。

③ 印鑑の取扱い

実際の訴訟では、実印が
押印され印鑑証明書も添付
されている契約書の効力を
否定することは非常に困難
です。いうまでもありません
が、印鑑を押すときは慎
重に、実印であればなおの
ことです。登記申請に必要
な書類にも実印が必要な書
類が多々あります。内容等
について分からないことが
あれば、お気軽に司法書士
にお尋ねください。

Question

このたび、念願のマイホームを手に入れ、無事引渡も受けました。契約にあたっては、たくさん
書類に署名しなければならず大変でした。ところで印鑑を押す時に、実印で押さなければなら
ない書類と、認印でもかまわない書類がありました。実印と認印の違いって何でしょうか？